東松島市　地域生活支援事業サービス提供事業所　登録申請時に必要な書類

＜2019年4月現在＞

◆日中一時支援事業

**＜必須＞**

□地域生活支援サービス指定事業者登録申請書＜様式第1号(第7条、第8条関係)＞

※原本１部提出。

□地域生活支援サービス提供事業所の登録に係る記載事項＜様式第1号の2(第8条関係)＞

※原本１部提出。

□地域生活支援サービスの主たる対象者を特定する理由等＜様式第1号の3(第8条関係)＞

※原本１部提出。

□利用者等からの苦情を解決するために講じる措置の概要

※原本１部提出。様式は問わないが、苦情受付担当者・苦情解決責任者の記載は必須。

□事業所運営規定･･･特に当該事業にかかる運営状況がわかる内容

　※１部提出。基本的には原本だが、記載内容が最新のものであれば写しでも可。

□運営法人定款、またはこれに準ずるもの

　※１部提出。基本的には原本だが、記載内容が最新のものであれば写しでも可。

□運営法人の登記（履歴事項全部証明書）

　※１部提出。基本的には原本だが、記載内容が最新のものであれば写しでも可。

□事業所の建物・敷地平面図

　※１部提出。基本的には原本だが、記載内容が最新のものであれば写しでも可。

　※日中一時支援事業を、定員数や基準に合致してどの場所で行うのかを明示すること。

□当該事業に係る予算や収支見込等がわかるもの

　※１部提出。予算や収支見込等がわかれば様式及び記載内容は問わない。

□設備・備品等一覧表、財産目録

　※１部提出。記載内容が、基準に合致していて最新のものであれば書式及び記載形態は問わない。

□管理者・サービス提供（管理）責任者の経歴書及び資格を証明する書類等

※１部提出。職歴等の記載があれば経歴書の様式は問わない。なお、各自の資格を証明する書

類等の写しは必須。

□従事者の勤務形態一覧

※１部提出。勤務形態一覧の様式は問わない、申請時に直近１カ月間の勤務形態で可。

□利用契約書・重要事項説明書様式の写し　　※１部提出。

□給付費振込先の口座がわかるもの　　※１部提出。様式は問わない。

□県の法定障害福祉サービス事業指定（登録）通知書の写し・・・仙台市から指定されている場合も可

　※本市の地域生活支援事業サービス提供事業者指定基準の指定要件に基づくもの。

日中一時支援事業：生活介護、児童発達支援又は放課後等デイサービスのいずれか

**＜関係書類としてあれば、なお良いもの＞**

□他市町村にて日中一時事業の事業所登録をしている場合、その登録通知書の写し　　※１部提出。

□事業所パンフレット　※１部提出。

□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　※　　部提出。